

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年5月13日認可した。

平成25年5月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）桶樋地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長谷下地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）文男池地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）引妻池地区